

第 6 8 9 号
平成23年9月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	254	2
・ 放置自転車等の保管について	255	2
・ 放置自転車等の保管について	256	3
・ 放置自転車等の保管について	257	3
・ 放置自転車等の保管について	258	4
・ 放置自転車等の保管について	259	4
・ 放置自転車等の保管について	260	5
・ 放置自転車等の保管について	261	5
・ 放置自転車等の保管について	262	5
・ 放置自転車等の保管について	263	6
・ 公示送達について	264	6
・ 放置自転車等の保管について	265	7
・ 放置自転車等の保管について	266	7
・ 放置自転車等の保管について	267	8
・ 放置自転車等の保管について	268	8
・ 公示送達について	269	9
・ 放置自転車等の保管について	270	9
・ 違反広告物について	271	9
・ 地縁による団体の告示事項の変更に ついて	272	10
・ 放置自転車等の保管について	273	10
・ 放置自転車等の保管について	274	10
・ 放置自転車等の保管について	275	11
・ 放置自転車等の保管について	276	11
・ 放置自転車等の保管について	277	12
・ 放置自転車等の保管について	278	12
・ 放置自転車等の保管について	279	13
・ 放置自転車等の保管について	280	13
・ 放置自転車等の保管について	281	14
・ 平成23年第3回天理市議会定例会 の招集について	282	14
・ 放置自転車等の保管について	283	14
・ 放置自転車等の保管について	284	15
・ 放置自転車等の保管について	285	15
・ 放置自転車等の保管について	286	16
・ 公示送達について	287	16

・ 放置自転車等の保管について	288	16
・ 公示送達について	289	17
・ 放置自転車等の保管について	290	17
・ 放置自転車等の保管について	291	18
・ 放置自転車等の保管について	292	18
・ 放置自転車等の保管について	293	19
公 告	番号	頁数
・ 総合評価落札方式（簡易型）一般競 争入札について	31	19
・ 土地改良事業の申請について	32	24
・ 指定地域密着型サービス事業所・指 定地域密着型介護予防サービス事業 所の指定について	33	24
・ 公売公告兼見積価額公告	34	24
・ 一般競争入札について	35	25
・ 公売公告兼見積価額公告	36	28
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	11	30
・ 埋蔵文化財の発掘調査に関する受託 要綱	12	30
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	10	43
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 天理市農業委員会委員選挙におけ る当選人の氏名及び住所について	53	43
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿をし た者の氏名を記載した書面の縦覧場 所について	54	43
・ 選挙権を有するものの直接請求に必 要な選挙人の数	55	43
公営企業	番号	頁数
・ 一般競争入札について	3	44

告 示

(平成23年8月8日掲示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年8月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月8日から平成23年10月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成23年8月8日掲示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年8月8日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町223番地14先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月8日から平成23年10月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月9日掲示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月9日から平成23年10月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月9日掲示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月9日

3 移動対象区域

天理市川原城町92番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月9日から平成23年10月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月10日掲示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月10日から平成23年10月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月10日掲示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月10日

3 移動対象区域

天理市柳本町1969番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月10日から平成23年10月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年8月11日揭示済)

天理市告示第260号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月11日から平成23年10月9日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月12日揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月12日から平成23年10月10日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月12日揭示済)

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月12日
 - 3 移動対象区域
天理市田町42番地7先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月12日から平成23年10月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月12日揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月12日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町472番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月12日から平成23年10月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月15日揭示済)

天理市告示第264号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができな

いので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成23年8月15日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 省略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成23年8月15日揭示済）

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年8月15日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月15日から平成23年10月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

（平成23年8月15日揭示済）

天理市告示第266号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年8月15日
- 3 移動対象区域
天理市兵庫町174番地4先放置禁止区域外
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月15日から平成23年10月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月16日揭示済）

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月16日から平成23年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月16日揭示済）

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月16日

3 移動対象区域

天理市田部町314番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月16日から平成23年10月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年8月17日揭示済)

天理市告示第269号

公示送達について

平成23年度納税通知書(固定資産税・都市計画税)を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成23年8月17日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなす。

(平成23年8月17日揭示済)

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年8月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月17日から平成23年10月15日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで(以下 略)

(平成23年8月17日揭示済)

天理市告示第271号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成23年8月17日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アパマンショップ	はり札	2	天理市中町	H23.7.6	H23.7.6	雲梯 資材 置場
2	SANKO(山晃住宅)	はり札	1	天理市中町	H23.7.6	H23.7.6	
3	三貴ホームサービス	はり札	1	天理市中町	H23.7.6	H23.7.6	
4	メモリーホーム	はり札	1	天理市中町	H23.7.6	H23.7.6	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 (0743-63-1001)

(平成23年8月18日揭示済)

天理市告示第272号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、御経野町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成23年8月18日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市勾田町232番地1

西 辻 昭 和

変更後 代表者 天理市杣之内町371番地 市営住宅101号

西 野 俊 徳

変更年月日 平成23年8月5日

(平成23年8月18日揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月18日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月18日から平成23年10月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月19日揭示済)

天理市告示第274号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成23年8月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月19日から平成23年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月19日揭示済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月19日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町236番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月19日から平成23年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月19日揭示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月19日
 - 3 移動対象区域
天理市九条町68番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月19日から平成23年10月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月22日揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月22日から平成23年10月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年8月23日揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成23年8月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月23日から平成23年10月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月24日揭示済)

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月24日から平成23年10月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月25日揭示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月25日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月25日から平成23年10月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月26日揭示済）

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月26日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月26日から平成23年10月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月29日揭示済）

天理市告示第282号

平成23年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年8月29日

天理市長 南 佳 策

1 期 日 平成23年9月5日

2 場 所 天理市役所議事場

（平成23年8月29日揭示済）

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月29日から平成23年10月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月29日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月29日

3 移動対象区域

天理市田町164番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月29日から平成23年10月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年8月30日揭示済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月30日から平成23年10月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月30日揭示済）

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年8月30日

3 移動対象区域

天理市前裁町60番地4先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年8月30日から平成23年10月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成23年8月31日揭示済）

天理市告示第287号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成23年8月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 省略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成23年8月31日揭示済）

天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年8月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年8月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年8月31日から平成23年10月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月1日掲示済)

天理市告示第289号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年9月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成23年9月1日掲示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年9月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成23年8月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月1日から平成24年2月29日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
 - 天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
 - 天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成23年9月1日揭示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年9月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月1日から平成23年10月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月2日揭示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年9月2日から平成23年10月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年9月5日掲示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年9月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年9月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成23年9月5日から平成23年11月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成23年8月10日掲示済)

天理市公告第31号

総合評価落札方式(簡易型)一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり総合評価落札方式(簡易型)一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年8月10日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 道路改良工事 勾田樺本北線(H22)及び(H23)
- (2) 工事場所 天理市別所町・三島町
- (3) 工事概要

工事延長	L = 379.1m
土工	N = 1式
街渠工	L = 384.4m
街渠柵工	N = 21箇所
縁石工	L = 808.2m
防止柵工	L = 430.0m
舗装工	車道 A = 1811.5㎡歩道 A = 1417.2㎡
誘導ブロック設置工	A = 229.1㎡
区画線工	L = 1048.8m
構造物取壊し工	N = 1式

- (4) 工期 平成24年3月23日まで
- (5) 予定価格 38,498,250円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 34,177,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)の入札に付す工事である。

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - 本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - 入札説明書 別表1の資格を有する者
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
 - 他詳細は、入札説明書による。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 - 名称 天理技研㈱
 - 所在地 奈良県天理市田井庄町569-1

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。併せて、施工計画及び企業の施工能力等についての内容を示した技術提案書及び関連書類を提出し、市長から内容の確認を受けなければならない。

詳細は、入札説明書による。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。
 提出部数 各1部
 提出方法 持参すること。
 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 技術提案書及び関連書類の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 提出場所 第3(1)に同じ。
 提出部数 各1部
 提出方法 持参すること。
 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

技術提案書に関する質問がある場合は、第5(3)で示す仕様書に対する質問書の中に含み提出すること。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号) 第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかった時又は入札書が到着期限日までに到着しなかった時は、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を14点として評価するものとする。
- (2) 「加算点」は、次表のとおりとし、評価項目ごとの評価及び配点に応じて算定する。

評価項目		加点基準
施工計画(6点)	安全管理	施工上留意すべき事項の適切性
企業の施工能力	企業の施工能力	表彰実績、ISO9000シリーズ認証取得、

等(8点)		I S O14000シリーズ認証取得
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験
	地域精通度	本店の所在地、地域内工事の実績
	社会貢献・地域貢献	災害協定等の締結

(3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

第10 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格を下回らない入札金額で入札した者で、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、第9の定めにより得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、一時保留し、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の議を経て、落札者を決定する。なお、この時点で評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 入札保証金 免除
 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

第14 その他 詳細は、入札説明書による。

別表 1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
1 土木工事	<p>土木工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>上記と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては建設大臣）が認定した者</p> <p>技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者</p>

別表（入札日程）

道路改良工事 勾田樺本北線（H22）及び（H23）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年8月10日（水）から平成23年8月25日（木）まで天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開期間	平成23年8月10日（水）から平成23年8月25日（木）まで
質問書の提出期限	平成23年8月25日（木）質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年8月31日（水）
質問書への回答日	平成23年8月31日（水）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年9月6日（火）
技術提案書の提出期限	平成23年9月6日（火）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年9月7日（水）
技術提案書適否通知	平成23年9月16日（金）
技術提案書否通知の理由説明要望書提出期限日	平成23年9月22日（木）
技術提案書否通知の理由説明要望書に対する回答日	平成23年9月29日（木）
入札書到着期限日	平成23年10月4日（火） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年10月5日（水）午前10時
くじを行う場合の日時	平成23年10月6日（木）午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1

時までを除く。)とする。

(平成23年8月19日揭示済)

天理市公告第32号

このたび天理市が行おうとする水と農地活用促進事業(用排水路)庵治の申請をしたいから、土地改良法第96条の2第2項の規定により下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者で、その土地についてこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成23年8月29日までに当天理市農業委員会に申し出られたい。

平成23年8月19日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地区 庵治町
- 2 添付書類 土地改良事業計画の概要
 条例
 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

(平成23年8月22日揭示済)

天理市公告第33号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成23年8月5日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成23年8月22日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	0873101331	
名称	グループホーム さくらの里	
所在地	茨城県東茨城郡茨城町小幡1316-18	
申請者	名称	株式会社 SAWA
	主たる事務所の所在地	茨城県東茨城郡茨城町小幡7-12
	代表者の氏名	澤 秀雄
	代表者の住所	茨城県東茨城郡茨城町小幡7-12
指定年月日	平成23年8月5日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

(平成23年8月25日揭示済)

天理市公告第34号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成23年8月25日

天理市長 南 佳 策

公売財産	売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額	公売保証金
				(最低入札価額) (円)	

天15-1	鉄道模型 4台セット (Nゲージ車両、TOMIXと記載、ケース入り)	1	2,000	0	
天15-2	鉄道模型部品 (Nゲージ用のレール65点、スイッチ1点、車庫、架線柱等22点、損傷多数有り)	1	1,000	0	
天15-3	トレインマーク (はやぶさ、出雲、富士、さくら、みずほ)	1	450	0	
天15-4	鉄道模型部品 (Nゲージ車両の車輪13点、Nゲージ車両1体)	1	1,000	0	
天15-5	鉄道模型 (Nゲージ用車両、SL、プラスチック製)	1	1,000	0	
天15-6	鉄道模型 (Nゲージ車両8台、近鉄、損傷多数有り)	1	1,000	0	
(注) 上記売却区分ごとに公売します。 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。					
公売方法		ヤフーが提供するインターネットオークション (せり売)			
公売場所		ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間		平成23年9月27日 午後1時00分～平成23年10月11日 午後11時00分			
公売日時	入札開始	平成23年10月18日 午後1時00分			
	入札締切	平成23年10月20日 午後11時00分			
開札の日時		平成23年10月21日 午前10時00分			
売却決定		日時	平成23年10月21日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限		平成23年10月28日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。				
	2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。				
	3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。				
	4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。				
	5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。				
配当を受ける者の権利の申出について					
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。					

(平成23年8月31日揭示済)

天理市公告第35号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年8月31日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 天理市立丹波市小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事

- (2) 工事場所 天理市丹波市町
- (3) 工事概要 耐震補強工事
耐震ブレース及び補強方杖(鉄骨)を新設
舞台裏南面 計3箇所 残り3面2階壁部 計9箇所
舞台開口補強 渡り廊下の天井にブレースを新設
大規模改修工事 屋根塗装塗り替え A = 2413㎡
建具取替 内装改修 アリーナ他の床(鋼製床組H = 100)を新設
A = 1048㎡ スロープを新設 多目的便所を新設
プール倉庫新築工事 設備工事 撤去工事
- (4) 工期 平成24年2月29日まで
- (5) 予定価格 91,257,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 82,579,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
入札説明書 別表1の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 小林建築事務所
住所 天理市柳本町1519番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請

書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株) 天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天

理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

第13 その他 詳細は、入札説明書による。

別表(入札日程)

天理市立丹波市小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年8月31日(水)から平成23年9月8日(木)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年8月31日(水)から平成23年9月8日(木)まで
質問書の提出期限	平成23年9月12日(月)質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年9月15日(木)
質問書への回答日	平成23年9月15日(木)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年9月20日(火)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年9月22日(木)
入札書到着期限日	平成23年9月27日(火)書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年9月28日(水)午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成23年9月28日(水)午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(別表1)

次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、一人専任で配置できること。
 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者(1)
 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 監理技術者にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者
 (1)これと同等以上の資格を有する者とは次の 又は のいずれかに該当する者をいいます。
 一級建築士の資格を有する者
 一級国家資格と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣(平成13年1月5日以前にあつては建設大臣)が認定した者

(平成23年8月31日掲示済)

天理市公告第36号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

平成23年8月31日

天理市長 南 佳 策

売却区分	名称、性質、その他	数量	見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証金 (円)
天15-7	鉄道模型 1セット(TOMIX製、Nゲージ、レールバスセット、富士重工 LE-CAR)	1	1,000	0
天15-8	鉄道模型1台 (TOMIX製、Nゲージ、国鉄客車オハネフ25形特急寝台車)	1	1,000	0
天15-9	鉄道模型 1セット(TOMIX製、Nゲージ、SL、プラスチック製)	1	1,000	0
天15-10	鉄道模型 1台 (TOMIX製、Nゲージ、紺色×白色、機動車(動作確認未実施)車台下に「TOMIX2101」と記載有り)	1	500	0
天15-11	鉄道模型部品 1点 Nゲージ用の車台、機動車(動作確認未実施)車台下に「KATO No601」と記載有り	1	100	0
天15-12	鉄道模型 1セット (Nゲージ 6台入りのうち 1台欠品、TOMIX、国鉄EF65・1100、24系25系寝台特急、機動車なし)	1	1,000	0
天15-13	鉄道模型部品 1セット Nゲージ、高架駅セット、TOMIX 4100 Elevated Track Station	1	1,000	0
天15-14	鉄道模型部品 3セット Nゲージ、単線架線柱 12本セット、TOMIX 3003 CatenaryPoleSingle	3	1,000	0
天15-15	週刊デル・ブラドカーコレクションNo. 1 1点 Jaguar E-Type ダイキャスト・モデル付	1	1,000	0
天15-16	週刊デル・ブラドカーコレクションNo. 2 1点 Lamborghini Countach ダイキャスト・モデル付	1	1,000	0
天15-17	週刊デル・ブラドカーコレクションNo. 3 1点 Porsche 356A ダイキャスト・モデル付	1	1,000	0
天15-18	週刊デル・ブラドカーコレクションNo. 4 1点 VW "Beetle" ダイキャスト・モデル付	1	1,000	0
天15-19	週刊デル・ブラドカーコレクションNo. 5 1点 Honda NSX ダイキャスト・モデル付	1	1,000	0
天15-20	参考書 中国歴代貨幣大系 上巻・下巻セット	1	9,000	0

公
売
財
産

(注) 上記売却区分ごとに公売します。

公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。

公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)		
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上		
公売参加申込期間	平成23年9月27日 午後1時00分～平成23年10月11日 午後11時00分		
公売入札開始日時	平成23年10月18日 午後1時00分		
入札締切日時	平成23年10月20日 午後11時00分		
開札の日時	平成23年10月21日 午前10時00分		
売却決定日時	平成23年10月21日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成23年10月28日 午後2時30分		
買受人についての	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。		

資格その他の要件	
その他	<p>1 天理市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>2 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。</p> <p>4 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。</p> <p>5 その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。</p>
<p align="center">配当を受ける者の権利の申出について</p>	
<p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。</p>	

教育委員会

(平成23年8月24日揭示済)

天教告示第11号

平成23年9月1日午後1時30分から9月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成23年8月24日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

(平成23年9月1日揭示済)

天教告示第12号

埋蔵文化財の発掘調査に関する受託要綱を次のように定める。
平成23年9月1日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

埋蔵文化財の発掘調査に関する受託要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に定める埋蔵文化財の発掘調査に関し、教育長が所有者等の求めに応じてその調査の全部又は一部を受託する場合における必要な事項を定めるものとする。

(委託の申込み)

第2条 所有者等は、埋蔵文化財の発掘調査に関し、その事業の全部又は一部を天理市教育委員会に委託しようとするときは、あらかじめ委託申込書(様式第1号)を教育長に提出しなければならない。

(委託の承認)

第3条 教育長は、前条の委託申込書を受理した場合において、適当と認めるときは、当該所有者等に対し受託承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(契約の締結)

第4条 前条の規定により受託承認書の交付を受けた者は、速やかに教育長と埋蔵文化財発掘調査委託契約書(様式第3号)により契約を締結しなければならない。

(経費負担)

第5条 委託に係る埋蔵文化財の発掘調査に要する経費は、すべて所有者等の負担とする。

2 前項に規定する経費の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 発掘調査費(以下「調査費」という。)の全額
- (2) 事務費は、次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - ア 調査費が2,000万円以下の場合 調査費の10%の額
 - イ 調査費が2,000万円を超え5,000万円以下の場合 調査費の8%の額
 - ウ 調査費が5,000万円を超え1億円以下の場合 調査費の6%の額
 - エ 調査費が1億円を超える場合 調査費の4%の額

(精算)

第6条 教育長は、委託に係る事業が完了したときは、速やかに経費を精算のうえ所有者等に発掘調査精算書(様式第4号)を交付するものとする。ただし、あらかじめ所有者等の承諾を得たものについては、この限りでない。

(国等に係る様式)

第7条 国又は他の地方公共団体との間で結ぶ受託事業については、第2条、第3条、第4条及び前条の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

委 託 申 込 書

年 月 日

天理市教育委員会教育長 様

委託者

住所

氏名



埋蔵文化財の発掘調査に関する受託要綱第2条の規定に基づき、下記により発掘調査を委託したいので申し込みます。

記

発掘調査実施場所 奈良県天理市

面積 m²

工事の目的

発掘届年月日 年 月 日

発掘調査通知年月日 年 月 日（番号 ）

備考

様式第2号（第3条関係）

受 託 承 認 書

年 月 日

様

奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長 ⑩

年 月 日付けで委託申込みのあった発掘調査については、下記のとおり受託します。

記

発掘調査実施場所 奈良県天理市

面 積 m²

工事の目的

様式第3号（第4条関係）

埋蔵文化財発掘調査委託契約書

天理市教育委員会 教育長 （以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査に
ついて、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、末尾記載の土地に係る土木工事等に伴う発掘調査に関
する業務（以下「委託業務」という。）を甲に委託し、甲はこれを受
託する。

2 甲は、別添の発掘調査実施計画書（以下「実施計画書」という。）
に従って委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、 年 月 日から 年 月 日ま
でとする。ただし、甲の責めに帰することができない事由により委
託期間内に委託業務を完了できないときは、甲乙協議の上、委託期
間を延長することができる。

（委託料の支払等）

第3条 乙は、委託業務に対する委託料として、金 円
を甲に支払う。

2 精算の結果、委託料の額に過不足を生じたときは、精算額をもっ
て委託料とする。

3 乙は、この契約締結後、第1項の委託料を甲の請求のあった日か
ら30日以内に甲に支払うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、委託業務の実施に必要な所有者等の承諾を事前に得る
など甲の発掘調査実施計画に支障のないよう努めるものとする。

(実施計画書の変更)

第5条 甲は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約による義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 甲がこの契約の存続を不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、この契約を解除したときは、委託料のうち既に執行済のものは甲に帰属する。

(出土品の取扱い)

第7条 発掘された出土品については、甲が文化財保護法（昭和25年法律第214号）および遺失物法（明治32年法律第87号）等の定めるところにより保存等の措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の出土品について、所有権を放棄するものとする。

(完了報告等)

第8条 甲は、委託業務が完了したときは、発掘調査完了報告書及び委託料の精算書を乙に提出するものとする。

2 精算の結果委託料の額に不足を生じたときは、直ちに乙は甲に不足額を支払い、残額を生じたときは直ちに甲は乙にその残額を返還するものとする。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長 ⑩

乙

土地の表示

所在地

面積

m²

発掘調査実施計画書

1 発掘調査実施場所

2 工事及び発掘調査面積

敷地

建物

発掘区

3 遺跡の名称及び現状

種類

名称

現状

4 委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 現地調査期間

日間（予定）

ただし、天候の不良等、甲の責めに帰することのできない事由により調査を完了できない場合は、その期間を延長することがある。

6 調査経費

予算額

円

7 調査経費の執行

（埋蔵文化財発掘調査費積算書のとおり）

8 担当者

遺跡発掘調査工程表

年

期間	月				月				月				月	
作業内容	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週	週
測量点移動														
地形測量														
表土排除														
包含層精査														
遺構検出及び精査														
遺構・遺物の記録作成														
遺構測量														
全景写真														
埋め戻し														
備考														

発掘調査実施変更計画書

1 発掘調査実施場所

2 工事及び発掘調査面積

敷地	建物
発掘区	

3 遺跡の名称及び現状

種類	名称
現状	

4 現地調査期間

変更前	年	月	日から	日間
変更後	年	月	日から	日間(別紙工程表)

5 調査経費

変更前	予算額	円
変更後	予算額	円(別紙精算書)

6 調査経費の執行

(埋蔵文化財発掘調査費精算書のとおり)

7 担当者

埋蔵文化財発掘調査委託変更契約書

年 月 日付けで甲(天理市教育委員会 教育長)
と乙()との間に締結した埋蔵文化財発掘調査委託契約書の一部を変更する契約を、次のとおり締結する。

第1条第2項中の実施計画書を別紙のとおり改める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 奈良県天理市川原城町605番地
天理市教育委員会
教育長 ④

乙 住所
氏名

発掘調査完了報告書

年 月 日

委託者 住所

氏名 様

受託者 奈良県天理市川原城町 605 番地
天理市教育委員会
教育長 ㊟

下記の土地における発掘調査を完了したので報告します。

記

発掘調査実施場所

工事の目的 面積 m²

発掘調査通知番号

様式第4号（第6条関係）

発掘調査精算書

1 収入 金 円

2 支出 金 円

（別紙のとおり）

3 発掘調査実施場所

4 委託期間

年 月 日 ～ 年 月 日

現地調査期間

年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり精算いたします。

年 月 日

様

天理市教育委員会
教育長



農業委員会

(平成23年8月26日揭示済)

天農委告示第10号

平成23年9月6日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成23年8月26日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第3号 その他
市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成23年7月11日揭示済)

天選告示第53号

平成23年7月10日執行の天理市農業委員会委員選挙の当選人の氏名及び住所は、次のとおりである。

平成23年7月11日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

当選人の氏名及び住所 略

(平成23年8月15日揭示済)

天選告示第54号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年9月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び經由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年8月15日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年9月2日揭示済)

天選告示第55号

平成23年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

50分の1の数 1,067人
6分の1の数 8,890人
3分の1の数 17,779人

公営企業

(平成23年8月8日揭示済)

天理市上下水道局公告第3号 一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年8月8日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

第1 工事概要

- (1) 工事名 耐震補強基幹管路改良工事(7)
- (2) 工事場所 天理市豊井町地内
- (3) 工事概要 (仮設延長)
150mm L = 49m 100mm L = 304m
80mm L = 18.5m 50mm L = 30m
(本設延長)
300mm L = 486.7m 150mm L = 5m
100mm L = 13.1m 75mm L = 17.5m
50mm L = 14.2m
- (4) 工期 平成24年3月25日まで
- (5) 予定価格 72,240,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している水道施設工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法の規定による特定建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
天理市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名称 株式会社 五星 奈良事務所
所在地 奈良県香芝市狐井634-32
本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8558 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 郵便事業株式会社 天理支店 留 天理市上下水道局総務課庶務係 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町600番地10 天理市上下水道局2階 会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づ

いて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課庶務係で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第9 落札者の決定方法」にかかわらず、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第11 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第12 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先 天理市上下水道局 総務課 庶務係 電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表(入札日程)

耐震補強基幹管路改良工事(7)	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	平成23年8月8日(月)から平成23年8月18日(木)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年8月8日(月)から平成23年8月18日(木)まで
質問書の提出期限	平成23年8月22日(月)質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の 通知日	平成23年8月29日(月)
質問書への回答日	平成23年8月29日(月)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成23年9月5日(月)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成23年9月9日(金)
入札書到着期限日	平成23年9月13日(火)書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着 のこと
開札の日時	平成23年9月14日(水)午前10時

くじを行う場合の日時	平成23年9月14日(水)午後3時
------------	-------------------

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。